

# 奈良地方最低賃金審議会（第507回）

日時 令和6年3月6日（水曜日）

午後1時30分～

場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 奈良県特定最低賃金改正の申し出に関する意向表明について
- (2) 令和6年度の奈良地方最低賃金審議会の公開について
- (3) その他

## 奈良地方最低賃金審議会 会議資料（第507回）

### 資料No.                      資      料      名

No. 1    特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明（写）

No. 2    令和5年度 特定最低賃金改正状況

- 1    一般機械器具製造業関係
- 2    電気機械製造業関係
- 3    自動車小売業関係



連合奈良発第 24-54 号

2024 年 2 月 14 日 (水)

奈良労働局長  
橋口 忠 様日本労働組合総連合会  
奈良県連合会 (連合奈良)  
会 長 水野 仁

## 特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

### — 記 —

#### 1. 金額改正を申し出る予定の産業別最低賃金の件名

- (1) 奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- (2) 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
- (3) 奈良県自動車小売業最低賃金

#### 2. 申し出を予定するものが代表する基幹的労働者の範囲

奈良県に於いて、上記 1. の事業を営む使用者に使用される労働者。

#### 3. 申し出予定の内容

上記 1. の最低賃金の金額改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条に基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 4. 申し出の理由等

「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業」、「奈良県自動車小売業」における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の 3 分の 1 以上の合意を得て申し出ることとしている。

#### 5. 申し出の時期

2024 年 7 月末迄に申し出を行う。

以 上

## 令和5年度 特定最低賃金改正状況

- 1 一般機械器具製造業関係
- 2 電気機械製造業関係
- 3 自動車小売業関係

令和5年度 特定最低賃金 改正状況  
(一般機械器具製造業関係)

都道府県	件名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	〔地域別 最低賃金 引上額〕
山形	ポンプ・圧縮機械、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	919円	961円	+42円	R5.12.25	+46円
茨城	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	964円	1,005円	+41円	R5.12.31	+42円
栃木	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	970円	1,007円	+37円	R5.12.31	+41円
群馬	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	965円	1,006円	+41円	R5.12.29	+40円
千葉	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	922円	922円	—	H30.12.25	+42円
東京	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832円	832円	—	H22.12.31	+41円
神奈川	ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	857円	857円	—	H25.3.1	+41円
石川	金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業	971円	1,000円	+29円	R5.12.31	+42円
福井	繊維機械、金属加工機械製造業	915円	933円	+18円	R5.12.24	+43円
長野	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	956円	994円	+38円	R5.12.20	+40円
静岡	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	995円	1,028円	+33円	R5.12.21	+40円
愛知	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	968円	968円	—	R3.12.16	+41円
三重	一般機械器具製造業	762円	762円	—	H15.12.15	+40円

都道府県	件名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	〔地域別最低賃金引上額〕
滋賀	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	978円	1,013円	+35円	R5.12.31	+40円
京都	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業	822円	822円	—	H20.12.21	+40円
大阪	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理用装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,028円	1,070円	+42円	R5.12.1	+41円
兵庫	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	993円	1,035円	+42円	R5.12.1	+41円
奈良	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	905円	905円	—	R3.12.29	+40円
島根	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	963円	1,010円	+47円	R5.12.9	+47円
岡山	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	972円	1,005円	+33円	R6.1.11	+40円
広島	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	984円	1,020円	+36円	R5.12.31	+40円
徳島	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	977円	1,020円	+43円	R5.12.21	+41円
香川	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,000円	1,040円	+40円	R5.12.15	+40円
愛媛	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	963円	997円	+34円	R5.12.25	+44円
佐賀	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業	929円	974円	+45円	R5.12.29	+47円
長崎	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875円	875円	—	R1.12.7	+45円

(注) 千葉、東京、神奈川、愛知、三重、京都については、特定最低賃金「一般機械器具製造業関係」が地域別(都道府県)最低賃金を下回っているため、地域別(都道府県)最低賃金額が適用される。

令和5年度 特定最低賃金 改正状況  
(電気機械製造業関係)

都道府県	件名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	地域別 最低賃金 引上額
北海道	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	955円	997円	+42円	R5.12.1	+40円
青森	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	888円	927円	+39円	R6.1.19	+45円
岩手	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	877円	917円	+40円	R5.12.30	+39円
宮城	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	919円	959円	+40円	R5.12.15	+40円
秋田	電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業	891円	930円	+39円	R5.12.24	+44円
山形	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	903円	945円	+42円	R5.12.25	+46円
福島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	880円	880円	+0円	R4.12.30	+42円
茨城	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	961円	1,002円	+41円	R5.12.31	+42円
栃木	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	971円	1,008円	+37円	R5.12.31	+41円
群馬	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965円	1,006円	+41円	R5.12.29	+40円
埼玉	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,013円	1,055円	+42円	R5.12.1	+41円
千葉	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,013円	1,055円	+42円	R5.12.25	+42円
東京	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829円	829円	—	H22.12.31	+41円
神奈川	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890円	890円	—	H27.3.1	+41円
新潟	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965円	1,005円	+40円	R5.12.27	+41円
富山	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	910円	951円	+41円	R5.12.24	+40円
石川	電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業	923円	963円	+40円	R5.12.31	+42円
福井	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	857円	857円	—	R1.12.24	+43円
山梨	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	959円	997円	+38円	R5.12.16	+40円
長野	計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	945円	983円	+38円	R5.12.24	+40円
岐阜	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	929円	965円	+36円	R5.12.21	+40円

都道府県	件名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	地域別 最低賃金 引上額
静岡	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	964円	997円	+33円	R5.12.21	+40円
愛知	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	901円	901円	—	H30.12.16	+41円
三重	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	952円	987円	+35円	R5.12.21	+40円
滋賀	計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965円	1,003円	+38円	R5.12.31	+40円
京都	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	957円	1,025円	+68円	R6.2.4	+40円
大阪	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	994円	1,068円	+74円	R5.12.1	+41円
兵庫	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	961円	1,002円	+41円	R5.12.1	+41円
奈良	電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	891円	891円	—	R3.12.29	+40円
鳥取	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	859円	906円	+47円	R5.12.17	+46円
島根	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	882円	929円	+47円	R5.12.10	+47円
岡山	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	932円	974円	+42円	R5.12.21	+40円
広島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	953円	995円	+42円	R5.12.31	+40円
山口	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	948円	986円	+38円	R5.12.15	+40円
徳島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	942円	983円	+41円	R5.12.21	+41円
香川	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	942円	982円	+40円	R5.12.15	+40円
愛媛	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	947円	987円	+40円	R5.12.25	+44円
高知	電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	793円	793円	—	R1.12.29	+44円
福岡	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	977円	1,019円	+42円	R5.12.10	+41円
佐賀	発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	900円	943円	+43円	R5.12.29	+47円
長崎	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864円	864円	—	R3.12.29	+45円
熊本	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	896円	940円	+44円	R5.12.15	+45円
大分	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	896円	941円	+45円	R5.12.25	+45円
宮崎	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	831円	831円	—	R3.12.24	+44円
鹿児島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	842円	842円	—	R3.12.17	+44円

(注) 福島、東京、神奈川、福井、愛知、奈良、高知、宮崎、鹿児島については、特定最低賃金「電気機械製造業関係」が地域別(都道府県)最低賃金を下回っているため、地域別(都道府県)最低賃金額が適用される。

令和5年度 特定最低賃金 改正状況  
(自動車小売業関係)

都道府県	件名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	地域別 最低賃金 引上額
青森	自動車小売業	919円	923円	+4円	R5.12.21	+45円
岩手	自動車小売業	903円	945円	+42円	R5.12.30	+39円
宮城	自動車小売業	946円	986円	+40円	R5.12.15	+40円
秋田	自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	897円	938円	+41円	R5.12.24	+44円
福島	自動車小売業	922円	960円	+38円	R5.12.2	+42円
埼玉	自動車小売業	1,018円	1,060円	+42円	R5.12.1	+41円
千葉	自動車(新車)小売業	922円	922円	—	H30.12.25	+42円
神奈川	自動車小売業	842円	842円	—	H23.12.21	+41円
新潟	自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	961円	997円	+36円	R5.12.20	+41円
富山	自動車(新車)小売業	769円	769円	—	H23.1.20	+40円
愛知	自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業	800円	800円	—	H19.12.16	+41円
	自動車(新車)小売業	943円	943円	—	R2.12.16	
京都	自動車(新車)小売業	939円	939円	—	R4.1.26	+40円
大阪	自動車小売業	993円	993円	—	R3.12.1	+41円
兵庫	自動車小売業	963円	963円	—	R4.12.1	+41円
奈良	自動車小売業	892円	892円	—	R3.12.29	+40円
島根	自動車(新車)小売業	932円	960円	+28円	R5.11.29	+47円
広島	自動車小売業	958円	993円	+35円	R5.12.31	+40円
福岡	自動車(新車)小売業	987円	1,028円	+41円	R5.12.10	+41円
大分	自動車(新車)小売業	902円	942円	+40円	R5.12.25	+45円
宮崎	自動車(新車)小売業	890円	927円	+37円	R5.12.20	+44円
鹿児島	自動車(新車)小売業	902円	945円	+43円	R5.12.24	+44円
沖縄	自動車(新車)小売業	770円	770円	—	H30.11.18	+43円

(注) 千葉、神奈川、富山、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、沖縄については、特定最低賃金「自動車小売業関係」が地域別(都道府県)最低賃金を下回っているため、地域別(都道府県)最低賃金額が適用される。

# 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

## 1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。

改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「」（カンマ）の「、」（読点）への修正等の設定などとなっている。

## 2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「糖類製造業」、「各種商品小売業」、「百貨店、総合スーパー」の3種（改定の内容な次の表を参照）。このほか「、」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

### <旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業
	561	5611	百貨店、総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



### <新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店、総合スーパー」 を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

## 3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- 適用対象業種の**範囲を変更するものではない場合は改正**と取り扱い、適用対象業種の**範囲に変更が生じる場合は新設**として取り扱うこと。この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)

# 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）



## 答申文のイメージ

### <答申文（本体）>

●●労働局長  
●●地方最低賃金審議会長

●●県各種商品小売業の改正決定について（答申）  
(以下、略)

**件名は諮問に揃える**

●●労働局長  
●●地方最低賃金審議会長

●●県百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）  
(以下、略)

### <答申文（別紙）>

(別紙)

●●県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金

1 (略)  
2 適用する使用者  
前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者  
4～6 (略)

**新産業分類に基づく件名を記載**

(別紙)

●●県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

1 (略)  
2 適用する使用者  
前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者  
4～6 (略)

**新産業分類に基づく適用対象業種の範囲を記載**

## 分類項目の新旧対応表

※ 『「公用文作成の考え方」の周知について(令和4年1月11日内閣官房長官通知)』を踏まえ、従前のカンマを読点に修正しているが、下線を引いていない。

※ 二重下線を付した箇所が部会の審議の結果、諮問された改定案から修正された箇所である。

改定素案	現行(第13回改定)	備考
大分類 A－農業、林業	大分類 A－農業, 林業	
大分類 B－漁業	大分類 B－漁業	
大分類 C－鉱業、採石業、砂利採取業	大分類 C－鉱業, 採石業, 砂利採取業	
大分類 D－建設業	大分類 D－建設業	
06 総合工事業	06 総合工事業	
07 職別工事業(設備工事業を除く)	07 職別工事業(設備工事業を除く)	
070 管理、補助的経済活動を行う事業所 (07職別工事業)	070 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (07職別工事業)	
～	～	
079 その他の職別工事業	079 その他の職別工事業	
0791 ガラス工事業	0791 ガラス工事業	
0792 金属製建具工事業	0792 金属製建具工事業	
0793 木製建具工事業	0793 木製建具工事業	
0794 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)	0794 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)	
0795 防水工事業	0795 防水工事業	
<b>0796 解体・はつり工事業</b>	0796 <u>はつり・解体</u> 工事業	名称変更
0799 他に分類されない職別工事業	0799 他に分類されない職別工事業	
08 設備工事業	08 設備工事業	
大分類 E－製造業	大分類 E－製造業	
09 食料品製造業	09 食料品製造業	